

平成14年分所得税・消費税などの確定申告

平成14年分所得税、消費税、地方消費税（個人事業者）の税務署での相談および申告書の受付は次のとおりです。



【所得税】  
2月17日～3月17日  
2月17日～3月31日

【消費税および地方消費税】  
なお、税務署閉庁日（土・日曜日、祝日）は、税務署では相談および申告書受付は行っておりませんが、申告書は郵送や税務署の時間外文書收受箱で提出することができま  
す。期限間近は大変混雑しますので、できるだけご自分で書いて、お早めに提出してください。  
申告方法などでご不明な点がありましたら、お気軽に電話してください。  
お問い合わせは  
税務相談室  
（8222・2092）  
南国税務署  
（8633・3215）まで

市・県民税の申告期間

申告期間中は大変混雑し、お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。  
なお、所得税の確定申告を済まされた方は、市・県民税の申告は必要ありません。



申告期間  
2月17日～3月17日  
お問い合わせは  
税務課市民税係  
（8800・6554）まで

山田堰春期水止め

この時期、特に火災予防ならびに園芸用水などの確保にご配慮ご協力ください。  
水止め期間  
3月1日 午前8時から  
3月9日 午後5時まで  
水止め水路/山田堰井筋土地改良区水系全部  
備考/天候、しゅんせつ・補修作業の都合で延長することもあります。  
お問い合わせは  
山田堰井筋土地改良区  
（0887・52・2311）まで

市民からのお便り

いつも広報を読んでいます。年をとり、楽しみが減りつつある今、「広報なんこく」は私の唯一の楽しみです。



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

保険料は所得から控除されます

国民年金の保険料は、民間の生命保険や個人年金と違い、全額が社会保険料控除の対象となり所得から控除されます。控除が受けられるのは、平成14年1月から12月までの間に納めた保険料で、本人はもちろん家族の分として納めた保険料も対象になります。また、過去の未納期間や免除期間を納めた保険料も平成14年中に納めたものは対象となりますので、確定申告の際には忘れず申告しましょう。申告書提出の際に、支払った保険料額を確認するため領収書は大切に保管しましょう。

平成14年4月から国民年金保険料は国が直接収納することとなりましたので、南国市で「納付証明書」の発行はできなくなりました。申告に際して、国民年金保険料の領収書は、添付または提示の必要はありませんが、納付についての証明がどうしても必要な場合は、南国社会保険事務所で「納付済確認書」の発行申請を行ってください。

- \* 「納付済確認書」は無料で交付します。
- \* 代理の方が請求される場合は委任状が必要です。

\* 電話での金額の照会はしていません。国民年金基金の掛金も控除の対象となりますので申告してください。

保険料は便利で確実な口座振替を！

保険料を毎月納付書で金融機関へ納めに行くのは大変です。また、ついうっかり納め忘れがあると老齢基礎年金や、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そんな手間や無駄を「口座振替」が解消します。

申込方法は、通帳と取引印鑑・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・納付書）を金融機関にご持参のうえ、手続きしてください。口座振替は解約の手続きをしない限り継続されますので、更新などの必要はありません。

\* 6カ月前納、1年前納も口座振替が利用できます。

お問い合わせは  
市民課年金係（8800-6555）  
南国社会保険事務所（864-1111）



# ごみ出しは定められた日に!



## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
2/1	土	田村
3	月	十市(南部)
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下唼内、物部、開田
11	火	稲生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
15	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
17	月	野田(東芝団地を除く)
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
19	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
22	土	十市(北部)、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
26	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、瓶岩、領石、植野
3/1	土	田村
3	月	十市(南部)
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜



## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
2/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
8	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市(南部)
11	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田、東芝団地
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
17	月	片山、里改田、浜改田
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下唼内、物部、開田
25	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
26	水	稲生
27	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、瓶岩、白木谷
3/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉



\* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。  
\* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。



## ★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
2月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
2月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
2月5日・19日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
2月10日・24日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2月11日・25日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唼内
2月12日・26日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
2月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
2月7日・21日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
2月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
2月13日・27日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2月14日・28日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唼内
2月8日・22日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅